

労働基準関係法令違反に係る公表事案

三重労働局

最終更新日：令和 7 年 7 月 4 日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) 響四サービス	三重県四日市市	R6. 7. 19	最低賃金法第 4 条	労働者 6 名に対する 5 か月分の定期賃金合計約 300 万円を、所定支払日に支払わなかったもの。	R6. 7. 19 送検
(株) 松建	三重県度会郡南伊勢町	R6. 9. 24	労働安全衛生法第 20 条 労働安全衛生規則第 552 条	架設通路で、踏棧等の滑り止め措置を設けることなく労働者に作業を行わせたもの。	R6. 9. 24 送検
(株) 東照物流倉庫	三重県鈴鹿市桜島町	R6. 11. 8	最低賃金法第 4 条	労働者 1 名に対する 1 か月分の定期賃金合計約 30 万円を、所定支払日に支払わなかったもの。	R6. 11. 8 送検
(有) 丸昌組	三重県亀山市川合町	R6. 11. 11	労働基準法第 32 条	労働者 1 名に、36 協定の締結・届出を行うことなく、違法な時間外労働を行わせたもの。	R6. 11. 11 送検
(有) 中川製函	三重県津市藤方	R7. 1. 15	労働基準法第 26 条	労働者 2 名に対する 2 か月分の休業手当合計約 14 万円を、所定支払日に支払わなかったもの。	R7. 1. 15 送検
(株) みなみ製麺	三重県伊勢市村松町	R7. 3. 10	労働安全衛生法第 100 条 労働安全衛生規則第 97 条	休業 4 日以上を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を報告しなかったもの。	R7. 3. 10 送検
チヨダウーテ (株)	三重県三重郡川越町	R7. 7. 1	労働安全衛生法第 21 条 労働安全衛生規則第 537 条	労働者に物体の落下による危険を防止するための措置を講じず、堆積物の撤去作業を行わせたもの。	R7. 7. 1 送検